

令和 6 年公害紛争処理相談の状況

令和6年 公害紛争処理相談の状況

令和7年3月5日
福岡県環境部自然環境課

No	相 談 年 月 日	公害発生場所	相談者	相談回数	公害の区分	相談の概要	対応及び結果
1	R6.6.28	岡垣町	被害者	電話2回	大気汚染 騒音 悪臭	<p>【令和3年からの継続案件】 以前から相談しており、バイオマスボイラーを使った町の温浴施設からの騒音、異臭、ばい煙に悩まされている。 ばい煙等を発生させないための対策として、夏場はバイオマスボイラーを使わず、灯油ボイラーだけを使用するようになった。 冬場は使用を予定しており、バイオマスボイラー施設のメンテナンスのため、夏場でも週に一回は運転させなければならない。 メンテナンスの日には白煙が排出されていて、屋外だと目があけられないほどである。 バイオマスボイラー施設が稼働していない状態でも耳鳴りがして、稼働しているように聞こえる。 健康被害があるのに、施設を運転させるのはおかしい。 煙や異臭がするのは不定期であるため、運転時に常に監視を行うように町に伝えても、業務の都合上、対応は難しいとのことで取り合ってもらえない。</p>	<p>・公害紛争処理制度は問題解決に向けて合意形成を図るものであることについて再度説明 ・話し合いで解決されない事案については、裁判所の調停等の活用手段もある旨を助言</p> <p>【R6.10.1】 ○先方からバイオマスボイラーから出るガスの温度に関する規制についての問合せ →焼却炉に関する規制であれば、宗像・遠賀保健福祉環境事務所が所管していると回答し、問合せがあった旨を同事務所に情報提供した。</p>
2	R6.12.2	古賀市	被害者	電話1回	騒音・振動	<p>数か月前から自宅に隣接する建築物の解体工事が行われており、その工事の騒音や振動に悩まされている。 振動の影響で自宅にクラックが生じている。 古賀市役所に相談して、注意をしてもらっているが、改善しない。 施主に直接苦情を申し立てているが、工事は下請けに任せているとのことで、取り合ってもらえない。 振動の測定を行っていて、75dBを超えている。</p>	<p>・当課は騒音や振動について、直接的な指導を行う立場にはない旨を説明 ・公害紛争処理制度について説明 ・国の公害等調整委員会における原因裁定の手続きについて説明</p> <p>→その後、現在まで連絡なし。</p>
3	R6.12.20	北九州市八幡東区	被害者	電話1回	振動	<p>公害等調整委員会に原因裁定についての相談をした際に、調停手続きは県が所管していると言われ、こちらを案内された。 原因裁定と調停を同時並行で行うことも可能とのことなので、調停手続きについても話を聞きたい。 10年以上前の道路拡幅工事の振動により、家の傾きやガス漏れが発生して健康被害も生じている。 家の傾き等と道路拡幅工事による振動の因果関係を明らかにしたいが、一人で調査することは困難であるため、公害紛争処理制度を活用したい。</p>	<p>・因果関係の証明に関する制度としては原因裁定の方が適している旨を回答 ・調停手続きの概要を説明</p> <p>→原因裁定と調停のどちらの手続きが良いか検討したいとのことで、調停の申請書様式一式を相談者に送付した。現在までに具体的な申請の相談なし。</p>